

VI
561

文部省令第 号

民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）第十三條の規定に基き、民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則を次のように定める。

昭和二十六年七月 日

文部大臣 天野 貞 祐

6-2
605

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則

（法第四條の申請手続）

- 第一條 民間学術研究機関の助成に関する法律（以下「法」という。）第二條に規定する民間学術研究機関で、その業務について文部大臣の監督に属するもの（以下「研究機関」という。）が、法第四條の規定により第三條の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとするときは、別表第一号様式による民間学術研究機関補助金交付申請書に、左の書類三通を添付して文部大臣に提出しなければならない。
- 一、前年度（年度については国の会計年度による。以下同じ。）の事業概要及び研究業績（これらに関する出版物があるときは、これを添付するものとする。）
 - 二、当該年度の研究事業計画（別表第二号様式によるもの。）

三、 役員の氏名並びに当該研究機関に属する研究者の氏名及び略歴

四、 当該研究機関が、その研究を遂行するために必要な研究設備を有することを証する書類

五、 前年度の収支決算書

六、 当該年度の収支予算書（別表第三号様式によるもの。）

七、 当該研究機関において補助を必要とする事由

2 前項の申請書の提出期限は、毎年文部大臣が官報に告示する。

（補助金の繰越使用の禁止）

第二條 各年度において交付を受けた補助金は、翌年度以降において使用することはできな
s。 2 交付を受けた補助金のうち、当該年度において使用しなかつた金額は、文部大臣に返還
しなくてはならない。

（補助金の経理方法）

第三條 補助金の交付を受けた研究機関は、補助金の経理を明らかにするため、別表第四号様式による現金出納簿を備え、補助金の収支を登記しなければならない。

2 補助金の収支に関しては、領収書その他補助金の収支の事実を証する書類を整理し、前項の現金出納簿とともに三年間これを保存しなければならない。

天野 327

VI-561

(物品等の管理)

第四條 研究機関は、補助金により購入した設備及び図書その他の備品については、明確にこれを表示するとともに、その用途及び所在を明らかにする物品出納簿を作成しなければならない。

2 前項の設備及び図書その他の備品は、譲渡しまたは担保に供してはならない。

(収支決算報告)

第五條 補助金の交付を受けた研究機関は、当該年度経過後一月以内に、法第十二條の規定により別表第五号様式による収支決算書三通を文部大臣に提出しなければならない。

(事業報告)

第六條 補助金の交付を受けた研究機関は、当該年度における事業についてその年度経過後一月以内に別表第六号様式による事業報告書三通を文部大臣に提出しなければならない。

(別表第1号様式)

昭和 年 月 日

文 部 大 臣

殿

研究機関所在地

研 究 機 関 名

代 表 者 氏 名

④④

民間学術研究機関補助金交付申請書

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第1條の規定に基づき、別紙資料を添付して 昭和 年度における補助金の交付を申請いたします。

(別表第2号様式)

昭和 年度研究事業計画書

| 研究項目 | 従事者氏名 | | 研究着手年月日 | 他機関との関係 | 所要経費 |
|------|-------|-------|---------|---------|------|
| | 主任研究員 | 研究補助員 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

註 研究項目ごとに、事業目的、事業計画の詳細を別紙に記載して添付すること。

| | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| 備品費 | | | | |
| 消耗品費 | | | | |
| 図書及び水料 | | | | |
| 図書編さん印刷 | | | | |
| 刊行費 | | | | |
| 搬費 | | | | |
| 運修費 | | | | |
| 集料費 | | | | |
| 銅業用委託費 | | | | |
| 研究費 | | | | |
| 一 投資費 | | | | |
| 福利厚生費 | | | | |
| 特別積立金 | | | | |
| 保険及び年金 | | | | |
| 諸予備金 | | | | |
| 臨時費 | | | | |
| 返済金 | | | | |
| 仮払金 | | | | |
| 土地建物購入費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | | | | |

「註」 備考欄へは説明を明細に記入すること。
 適當な項目のない場合には適宜項目を設けて記入すること。

◎ 記載上の注意事項

- 常勤役職員の税込み給与額。
- 非常勤役職員の手当及び諸謝金。
- 調査出張旅費を含む。
- 土地・建物・物品等の借料。
- 会議・接待用の茶菓子等。
- 電気・ガス・水道・燃料費。
- 機械・器具の修繕費であつて建物補修費は當繕費を含む。
- 講演会・講習会費等。
- 常勤役職員の給金。
- 非常勤役職員の手当及び諸謝金。
- 調査出張旅費を含む。
- 土地・建物・物品等の借料。
- 会議・接待用の茶菓子等。
- 電気・ガス・水道・燃料費。
- 機械・器具の修繕費であつて建物補修費は當繕費を含む。
- 講演会・講習会費等。

(別表第4号様式)

現金出納簿

| 年月日 | 摘要 | 現金 | | |
|-----|----|----|----|----|
| | | 受金 | 払金 | 残金 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

VI-561

(別表第5号様式)

昭和 年 月 日

文部大臣

殿

研究機関所在地

研究機関名

代表者氏名

印

印

収支決算書の提出について

貴学術研究機関の助成に関する法律施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり
昭和 年度における収支決算書を提出いたします。

昭和 年度収支決算書

1. 収入の部

| 項 目 | 区 分 | 予 算 額 | 予 算 増 減 額 | 決 算 額 | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----------|-------|-----|
| 計 | | | | | |
| | | | | | |

2. 支出の部

| 項 目 | 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 補助金使用額 | 補助金使用額 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 人 員 費 | 職 員 給 料 | | | | | |
| 役 手 旅 費 | 当 及 び 謝 金 | | | | | |
| 勞 務 費 | 手 務 費 当 | | | | | |
| 事 務 費 | 機 器 具 費 | | | | | |
| 營 業 費 | 借 入 費 | | | | | |
| 設 備 費 | 交 通 費 | | | | | |
| 業 務 費 | 通 信 費 | | | | | |
| 費 用 | 通 信 費 | | | | | |
| 備 品 費 | 通 信 費 | | | | | |
| 費 用 | 通 信 費 | | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|
| 消費材料費 | | | | | |
| 原材費 | | | | | |
| 図書費 | | | | | |
| 光熱及び水料 | | | | | |
| 図書編さん印刷 | | | | | |
| 刊行費 | | | | | |
| 運搬費 | | | | | |
| 運修費 | | | | | |
| 集料費 | | | | | |
| 集創費 | | | | | |
| 事業研究費 | | | | | |
| 委託費 | | | | | |
| 雑費 | | | | | |
| 一 般 経 費 | | | | | |
| 福利厚生費 | | | | | |
| 特別積立金 | | | | | |
| 保険及び年金 | | | | | |
| 諸税 | | | | | |
| 繰越金 | | | | | |
| 臨時費 | | | | | |
| 返戻金 | | | | | |
| 仮払金 | | | | | |
| 土地建物購入費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

【註】 備考欄へは説明を明細に記入すること。
 適当な項目のない場合には適宜項目を設けて記入すること。

(別表第6号様式)

昭和 年 月 日

文 部 大 臣

殿

研究機関所在地

研究機関名

研究者氏名

⑩ ⑩

事業報告書の提出について

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、別紙のとおり
昭和 年度における事業報告書を提出いたします。

(別紙)

昭和 年度 事業報告書

1. 研究項目

2. 主任研究員

3. 事業経過

(備考)

1. 研究項目ごとに事項を記載すること。
2. 特許権及び実用新案権を得たときは、それぞれその取得した年月日及び特許権については特許番号、実用新案権については、実用新案登録番号を付記すること。

VI-561